

月報私学

6

2017
Vol.234



北陸電波学校を前身とする金沢工業大学は学園創立60周年を迎え、学生、理事、教職員が三位一体となり、学園共同体の理想とする工学アカデミアを形成し、卓越した教育と研究を実践し、社会貢献を目指しています。また、今年3月に本学のものづくりの拠点である「夢考房」(左上)をリニューアルし、さらなる学生達の活躍を期待しています。

写真提供：学校法人 金沢工業大学 (石川県野々市市)

CONTENTS

- 就任のあいさつ 理事 吉田 和文／西山 晋..... 2
- 平成29年度 私学事業団の事業計画と予算..... 3
- 平成28年度版 自己診断チェックリストをご活用ください..... 6
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します..... 9
- 標準報酬月額の時決定..... 10
- 標準報酬月額の改定が必要なとき..... 11
- 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／団体信用生命保険制度にご加入ください..... 12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード..... 13
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

就任のあいさつ

理事 吉田 和文
よしだ かずふみ

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、企画・総務を担当することとなりました。私立学校の振興のために全力で職務に取り組み所存ですので、前任者同様に皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

私が直接私立学校にかかわったのは、旧文部省で私学共済を担当した時からです。一昨年10月に被用者年金制度の一元化が実現しましたが、その議論が、ちょうどスタートした時期に当たりました。その当時、18歳人口が減少する中、規模の経済の観点から、最小規模であった私学共済も厚生年金に統合すべきとの議論がありました。私学共済の健全性を説明し、ご理解を求めてきたことを、よく覚えています。

私学共済の健全性は今でも維持されていますが、私立学校を取り巻く環境そのものは、決して樂觀できるものではありません。18歳人口は横ばい状態を迎えています。これは言い換えるなら、幼稚園から中学校までは、すでに就学人口減少期を迎えていることを意味します。新自由主義の名の下、私学経営も自己責任に帰する風潮もありますが、

いうまでもなく、教育を受ける権利は万人に認められたものであり、多くの教育機会を提供することが国に課せられた使命であるとするなら、私立学校の提供する多様な教育は、まさに「公」のものとして議論すべきものと考えます。

例えば、国立大学法人化に際し、地方展開をしている国立大学法人に対し従前どおりの手厚いフォローを求める論がありました。さらなる地方部の知的基盤を支えているのは、私立学校なのです。地方部の疲弊が叫ばれる今日、地方の私学がなくなるといふことは、その地方の知のインフラが消滅することを意味します。あるいは、経済的な理由から、望む学校に進めない子どもたちも少なくありません。地域間格差や所得格差の固定化が問題となっている中、それぞれの地域で、私学の果たすべき、あるいは、期待されている役割は大きくなっているといえます。

このように私学を巡り、新たな課題が生まれてきていますが、本事業団はこれまでの蓄積を生かし、それぞれの法人、教職員の皆様の一助になれると自負しております。私も微力ながら努力してまいりたいと存じます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

理事 西山 晋
にしやま すむ

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、財務・共済総括を担当することとなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私が私立学校に関する仕事に直接かわるようになったのは、旧文部省の時代、今から25年以上前まで遡ります。初めて携わったのが私学助成関係の業務でしたが、特に平成7年に発生した阪神・淡路大震災の災害復旧をはじめとする私立学校の復興支援に不眠不休で対応したことが強く印象に残っています。

その後、私も私学部参事官室や本事業団でも2年間仕事をさせていただきました。さまざまな形で私学振興の業務にかかわらせていただきました。今回、再び本事業団でこれまでとは違った形で私学振興の一翼を担う機会をいただきました。これまでの経験を活かしながら新たな気持ちで臨みたいと考えております。

さて、近年、少子高齢化や人口減少に加えて、グローバル化、IT化が急速に進展し、社会構造の変革をもたらしております。さらに、国際情勢に目を向けても何かと不安定になりつつあるように見受けられます。こうした中で、いかなる事態や環境下であっても、社会の動きを的確に捉え、自ら考え行動する資質と能力をもった人材の育成が必要になっております。これらは学校教育に求められる大きな役割であり、これまで多くの有為な人材を輩出してきた私立学校においても、社会の要請にこたえるべく、不断の改革を推進することにより、その役割を担っているものと認識しております。

本事業団といたしましては、こうした私立学校に対する財政的な支援をしっかりと行っていくとともに、学校経営に関する有用な情報を提供していくよう努めてまいります。また、私立学校の教職員の皆様が日々安心してその職責を果たすことのできる環境を整えるべく、社会保障制度の一翼を担ってまいりたいと考えております。

被用者年金制度一元化後の対応やマイナバー制度の導入、情報セキュリティ強化への対応など様々な課題がありますが、私立学校の振興のため専心努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成29年度は、東日本大震災からの復興支援分（17億5243万円）を含む3170億243万円を国から受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

29年度の貸付事業計画額は、650億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金317億円、自己調達資金333億円（うち、

共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ295億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

29年度は、受入計画額140億円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振

興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

29年度は、学術研究振興基金の受入計画額500万円、学術研究振興資金の交付計画額1億円としています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1475万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリング

を行うとともに、経営相談、講師派遣

面談、電話などさまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。また、相談の内容が専門的知見を要する場合には、公認

会計士・弁護士・社会保険労務士等の外部有識者の助力を得て対応します。

○経営上の問題点を発見するための自

己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育情報や教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。また、本事業団主催のセミナー等において、ネットワークを利用した「私学情報提供システム」を説明し、利用の促進を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校
の特色や、具体的に実践している教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトにて公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

・ 大学・短期大学のリーダーを対象に、経営面・教学面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。

・ 大学等の若手職員を対象に、人材養成を目的としたセミナーを実施します。

・ 学校法人の経営の参考となる財務関係データを提供するため、「今日の私学財政」を発行します。また、私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を本事業団ホームページ等で公表します。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準報酬等

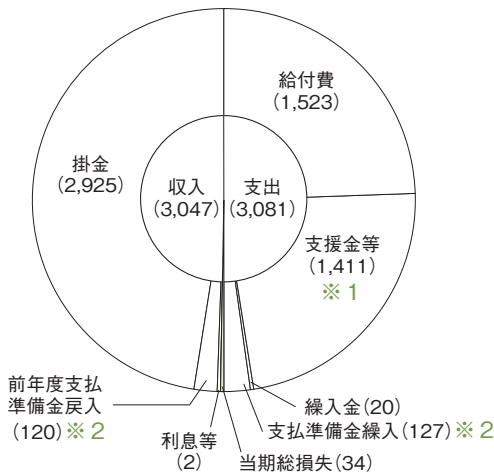
29年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計142万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。

また、標準報酬月額額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	576,556	368,509	1,298,098
(短期加入者)	(573,325)	(367,893)	(1,293,786)
(年金等加入者)	(550,741)	(357,196)	(1,222,532)
被扶養者	347,330	—	—
年金受給者	493,268	—	—
総計	1,417,154	—	—

図1 医療給付事業〈短期勘定〉の予算収支
(単位：億円)



医療給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・232％に据え置きました。

介護分掛金率は厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・231％（前年度掛金率1・163％）に変更しました。

なお、介護納付金の総報酬割が29年8月から導入される予定であることを加味し、同月から1・361％へ改定することを見込んでいます。

この掛金率を基に推計した掛金収入は2925億円となり、前年度に比べ106億円（3・77％）の増加となる見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ80億円（5・53％）の増加を見込んでいます。また、他制度への支援金等として、前期高齢者納付金445億円、後期高齢者支援金672億円を見込みました。さらに、介護納付金253億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（2927億円）と給付費、拠出金等及び繰入金の支出（2954億円）との収支差27億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額を加えた34億円が当期総損失となる見込みです。

※1 支援金等
なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※2 支払準備金
介護保険、高齢者医療などの他の医療制度に要する費用などを賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度にいったん戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、26年度に行った財政再計算（27年度から5年間）の結果を踏まえて、28年度以降毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになります。

軽減保険料率（※3）は、29年4月（8月13・911％、29年9月（30年3月14・265％）に変更しました。

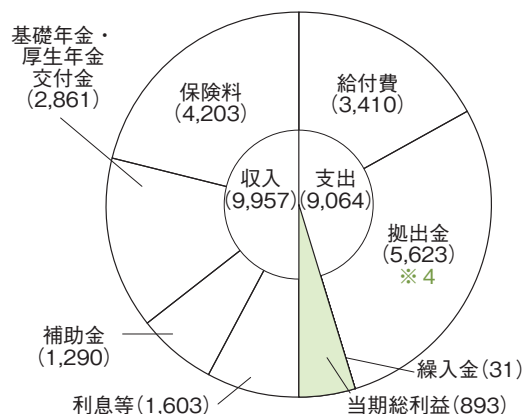
なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は4203億円を見込み、その他に国庫補助金1219億円、基礎年金交付金43億円、厚生年金交付金2818億円を見込んでいます。

また、給付費は3410億円を見込み、その他に基礎年金拠出金2394億円、厚生年金拠出金3228億円等を見込み、図2のとおり収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入（9957億円）と給付費、拠出金等及び繰入金（9064億円）との収支差893億円が当期総利益となる見込みです。

図2 年金等給付事業〈厚生年金勘定〉の
予算収支(単位：億円)



基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとにその加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

※4 抛出金

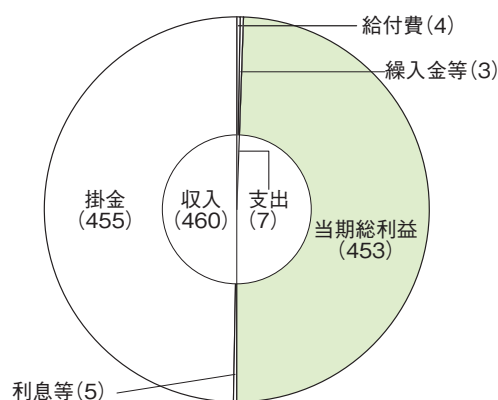
軽減保険料率といっています。

り、29年4月～8月の加入者保険料率は15・062%から1・151ポイント軽減し13・911%に、29年9月～30年3月までは0・797ポイント軽減し14・265%となります。これを

※ 3 軽減保険料率

私学共済では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができるとされており、29年4月～8月の加入者保険料率

図3 年金等給付事業〈退職等年金給付勘定〉
の予算収支(単位:億円)



29年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・3億円が措置されています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

掛金、利息等の収入（460億円）と給付費及び繰入金等の支出（7億円）との差453億円が当期総利益となる見込みです。

〔退職等年金給付勘定〕

退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・5%に据え置きました。

この掛金率を基に推計した掛金収入は、455億円となり、給付費4億円を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

貯金事業の収支は、**図4**のとおりを
 予定していますが、これは積立貯金、積
 立共済年金、共済定期保険及びアイリ
 スプランの各事業を総括したものです。
 なお、29年度末の加入者貯金残高は、
 1兆1301億円となる見込みです。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、**図4**のとりの収支を予定しています。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等
にご利用いただいている会館、宿泊
所及び保養所の運営を行っています。

ています。

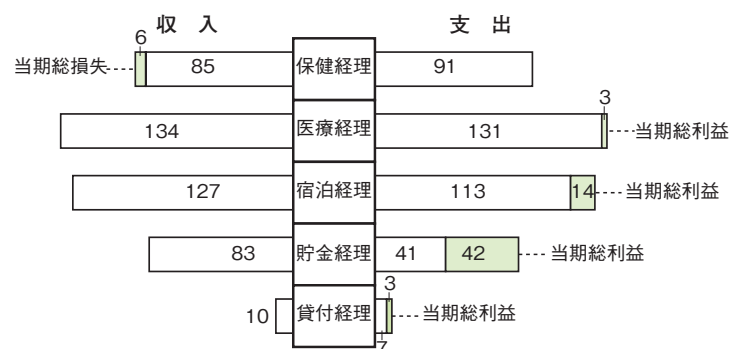
東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、**図4**のとりの収支を予定し

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として26億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として9億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として43億円を見込み、**図4**のとおり収支を予定しています。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）



医療給付事業及び年金等給付事業の事務費用は、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金54億円により賄うこととなります。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

◆その他事務費など

29年度の貸付額は、加入者貸付85億円を見込み、**図4**のとりの収支を予定しています。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

—平成28年度版—

自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成28年度版を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」に掲載していますので、活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があり、各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人会計基準が改正されたことから、今回、科目名称や財務比率について見直しを行いました。

また、昨今の私学を取り巻く状況を踏まえて、「管理運営等に関するチェック

リスト」の見直しも行いました。

本号では、「大学・短期大学編」を使ってご紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、それぞれチェックします。両方でチェックすることにより、収支状況の把握や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとに、どこに問題があるかを把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位では「事業活動収支状況」「学生数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分15項目（高等学校編は14項目）のチェック項目を設定しています。エクセルの様式にある「法人入力シート」「学校入力シート」「目標値入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人・学校の数値が算出されます。算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文や参考資料等にある階層区分を基に評価します。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（大学・短期大学編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
Ⅰ 事業活動収支状況	
1 経常収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（＊）	収入に対して人件費はバランスがとれているか
3 人件費依存率	
Ⅱ 活動区分資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
Ⅲ 運用資産の状況	
5 積立率（＊）	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比	
Ⅳ 外部負債状況	
8 流動比率（＊）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

＊はレーダーチャートで使用する項目です。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価をすることができます（次頁表2参照）。

絶対評価

指標ごとの適正値や法人自ら設定した目標値を基に、その達成度を5段階で評価します。法人の財務戦略や学部

系統別の平均値等を参考に、目標値を設定した上で評価を行うことが望ましいですが、項目によっては、具体例として目標値や考え方を示しています。

趨勢評価

4年前と比較した現在の数値が改善したか否かを5段階で評価します。

相対評価

全対象法人の中での自法人・学校の位置を10／1の10段階で評価します。

例【教育活動資金収支差額比率】（次頁表2参照）

教育活動資金収支差額比率は、今回の学校会計基準の改正で新たに加わった財務比率です。学校法人の本業である「教育活動」でキャッシュフローが生み出せているか測ります。活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額を教育活動資金収入で除して算出します。

絶対評価は原則各学校法人で目標値を設定することが望ましいですが、事業活動収支計算書では基本金組入後の収支均衡を目指していることから、特に本業のキャッシュフローである教育活動資金収支差額においても基本金組入額相当の確保を必要としています。

また、実際の資金支出を伴わない減価償却額分も確保する必要があると考えられます。直近5か年の大学法人の経常収入に占める基本金組入額と減価償却額の合計の割合は20％前後である

表2 財務比率等に関するチェックリスト（大学・短期大学編・法人全体）より抜粋

【単位】百万円										評価表					
項目	【※】				27年度	増減 H27-H23	対23年度 伸び率 (%)	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	点	絶対評価	趨勢評価 (Pポイント)	点	相対評価 (%)
	23年度	24年度	25年度	26年度											
教育活動資金収支差額比率(I)／(F)	-2.7%	6.2%	1.2%	-3.2%	4.3%	+7.0P					10	2年連続 20%以上	5P以上増加	10 9	19.4% ～ 15.4% ～ 19.3%
教育活動資金収入 計(F)	2,728	2,334	2,660	2,831	2,359	-369	-13.5%	4	10	3	8	直近年度 20%以上	2.5P以上増加	8 7	13.3% ～ 11.8% ～ 15.3%
教育活動資金支出 計(G)	2,687	2,221	2,492	2,702	2,382	-305	-11.3%				6	直近年度 10%以上20%未満	2.5～△2.5P 増減	6 5	9.7% ～ 8.0% ～ 9.6%
教育活動調整勘定等 計(H)	-115	31	-137	-220	124	240	207.8%				4	直近年度 10%未満	2.5P以上減少	4 3	5.3% ～ 2.8% ～ 5.2%
教育活動資金収支差額(I)=(F)-(G)+(H)	-74	144	32	-92	101	175	235.3%				2	2年連続 0%未満	5P以上減少	2 1	-4.4% ～ ～ -4.5%

【※】23～26年度は旧会計基準の決算値を擬似的に組換えて算出した参考値です。

ことから、20%以上の教育活動資金収支差額比率を評価の基準としています。

表2の場合、27年度が4・3%、26年度がマイナス3・2%なので、「直近年度は10%未満」の4となります。相対評価は、27年度の数値は2・8、5・2%の範囲にあることから、3となります。趨勢評価は23年度から27年度にかけて7・0ポイント増加の10となります。

趨勢評価は4年前にくらべ大きく改善していますが、絶対評価、相対評価とも低く、さらなる改善が必要だといえます。

総括表（リーダーチャートによる総合評価）

「財務比率等に関するチェックリスト」は**表2**のとおり1頁に一つの財務比率という形で構成されています。各財務比率を分析する場合は数値と比率と両方を使って分析できますが、法人や学校の状況を一目で把握できるものではありません。しかし、総括表を作成することにより、すべての財務比率を見ることが出来ます。

また、特に重要な財務比率を基にリーダーチャートを活用した総合評価を行うこともできます（次頁**表3**参照）。法人全体・学校単位の2種類があり、いずれのリーダーチャートも5点を結んだ図形の面積が大きいほど経済状況が良いことを示します。逆に図形が小さく広がり欠け、いびつな場合は当該項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。

「法人入力シート」にデータを入力することにより、**表3**に示すように絶対、趨勢、相対の各評価の数値が算出されます。

表3の法人全体のリーダーチャートでは、フローに相当する「教育活動資金収支差額比率」の趨勢評価は10ですが、絶対評価は4、相対評価は3と低い評価となっています。4年前に比べ本業の状態は改善していますが、さらなる努力が必要です。

一方、「経常収支差額比率」は趨勢評価が4、絶対・相対評価は2と、すべての評価が低い値となっています。これらの低評価には、実際の資金支出を伴わない減価償却費の増加が影響している可能性があります。これ以上の収益性の悪化は避けたいところです。

ストック面である流動比率は絶対・趨勢評価が10と高いことから、短期的な資金繰りに大きな問題は生じないと考えられます。ただし、運用資産の保有状況を表わす積立率が絶対評価2、趨勢評価4と低く、長期的な安全性は悪化しています。

これらの評価を総合的に見ますと流動比率が絶対・趨勢の両評価とも高いため、直ちに資金繰りに窮することは

ないと考えられますが、収益面が弱く、将来の施設設備の取替更新や退職金の支払いなどを鑑みますと、不安が残ります。早急に学生確保や経費・人件費の抑制を講じる必要があります。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより、法人の問題が浮き彫りとなります。また、改善すべき収支科目は何か、悪化した要因は何かを、財務比率、学生数、教職員数等から分析することによって、原因の把握と改善すべき点を明確にすることが出来ます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」「経営理念と戦略の策定」「組織運営の円滑化」「リスク管理体制の構築」「財務体質の改善」「教学内容の改善」「学生への支援」「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。例えば学校法人が経営改革を行う際には、特に理事長、学長のリーダーシップが求められるため、「ガバナンスの確立」では、リーダーシップが発揮できる体制があるか、また、それをチェックする機能は十分であるかなどを確認します（次頁**表4**参照）。

法人種別により実施すべき内容が異なる場合があるため、「大学・短期大

表3 総括表

学校法人名	〇〇学園
-------	------

1-1 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)
総括表

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	増減 H27- H23	伸び率 増減/H23 (%)	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価
I 事業活動収支状況(法人全体)										
1. 経常収支差額比率【※】	-5.3%	-2.6%	-0.1%	-2.7%	-8.1%	-2.8P		2	4	2
2. 人件費比率【※】	65.4%	61.7%	56.3%	60.4%	61.5%	-3.8P		2	8	5
3. 人件費依存率	101.4%	92.4%	82.6%	91.9%	89.3%	-12.1P		2	10	8
II 活動区分資金収支状況										
4. 教育活動資金収支差額比率【※】	-2.7%	6.2%	1.2%	-3.2%	4.3%	+7.0P		4	10	3
III 運用資産の状況										
5. 積立率	66.6%	71.0%	66.5%	62.7%	61.1%	-5.6P		2	4	5
(参考)減価償却比率	61.6%	63.9%	64.3%	66.3%	69.1%	+7.5P				1
6. 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比(年)【※】	60.9年	—	—	49.3年	—	—	—	—	—	
7. 運用資産対教育活動資金収支差額比(年)【※】	62.0年	—	—	49.8年	—	—	—	—	—	
IV 外部負債状況										
8. 流動比率	189.6%	178.5%	164.8%	225.6%	226.1%	+36.5P		10	10	4
9. 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比(年)【※】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※はレーダーチャートで使用する項目です。
【※】23～26年度は旧会計基準の決算値を擬似的に組換えて算出した参考値です。

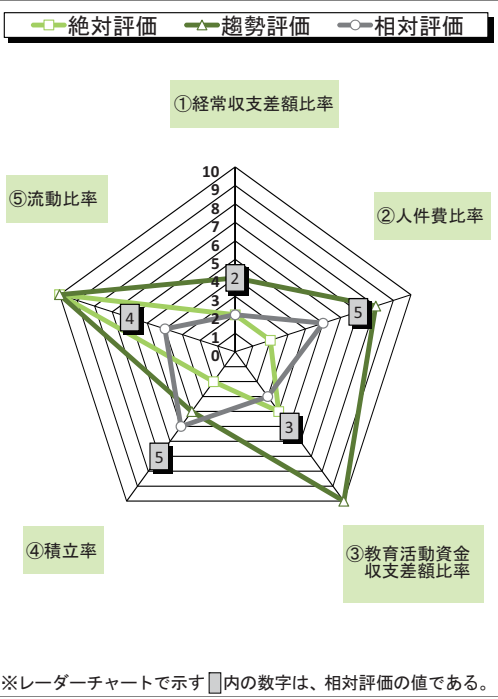


表4 管理運営等に関するチェックリストより抜粋

チェック欄	主な項目
1.ガバナンスの確立	1 理事長を中心とする理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能している
	2 一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力体制が維持できている
	3 理事会の決定方針を、全部門・全教職員に周知徹底している
	4 学校法人の会計と財務の仕組みを、役員と全教職員に理解させるための機会を十分に設けている
	5 財務分析を毎期実施し、分析内容を理事会で共有するとともに、全教職員に対して自法人の財務状況を説明する機会を毎期十分に設けている
	6 外部理事を積極的に登用して多様な意見を取り入れ、学校法人経営機能の強化を図っている
	7 学長の意思決定をサポートする体制（副学長、学長補佐、学長室スタッフ等）の強化を図っている

学編」と「高等学校編」では項目内容を変えています。自法人の実情に照らし、該当する項目に「○」、しないものに「×」をつけて評価します。どの項目が当てはまらないのか確認することで問題の把握と改革の糸口を見つけ出すことができます。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに自法人の実態に合った形に変更するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4や2がついた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」がつかなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解のもと、一体となった経営改善につながるよう、本チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）経営支援・情報提供▼「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3233)7829・78332
Eメール shien@shigaku.go.jp

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成29年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールのとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書(実施要領等)・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします(特定健診促進ポスターと登録書式を同封しています)。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法(労働安全衛生法)に基づいて実施する定期健康診査の結果データを活用します。特定健康診査の検査項目の受診漏れがないようにしてください。

また、「標準的な質問票」のうち、必須項目(服薬の有無、喫煙の有無)の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

【提出方法のお願い】

健診結果データは、できるだけ私学共済ホームページ(事務担当者用ログインページ)▼福祉事業関係▼特定健診・特定保健指導に掲載している「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」等の入力フォーマットの利用及び電子データによる提出にご協力ください。
※事務担当者用ログインページのユーザー名とパスワードは、本誌14頁を

ご覧ください。

【被扶養者の特定健康診査】

対象者(被扶養者)には「案内書(被扶養者向け)」を学校法人等に送付しますので、加入者へ配付していただき、受診券が必ず被扶養者の手元に届くよう、ご指導をお願いします。

特定健診・保健指導も10年目を迎えますが、国は医療費適正化を図る観点から、目標実施率達成に力を入れており、平成29年度実績より厚生労働省が全保険者の実施率を公表することになりました。また、後期高齢者支援金の加算・減算制度もより厳しく見直されることとなります。つきましては、今後ともさらなるご協力をお願いします。

健診結果データの提出期間

29年7月～9月末日

29年10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

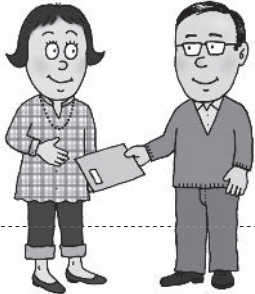
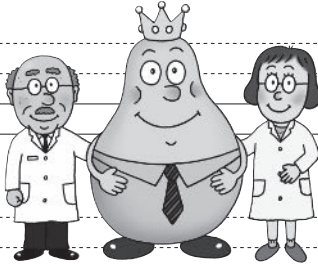
30年1月31日

30年2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

30年5月31日(必着)

保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、対象者全員分がそろってからでなく、整った分から順次送付をお願いします。

平成29年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
平成29年			
6月	・案内書 ・被扶養者の受診券 (有効期限：30年3月31日) ・対象者リストの発送(6月下旬)	学校法人等への依頼 定期健康診査結果データの提供、 案内書(被扶養者向け)配付 加入者経由で被扶養者等への依頼 受診券による健診・結果データの提供	
7月	29年度分健診結果データ 受け付け順に、階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券 [有効期限：30年7月31日]を同封		特定保健指導利用開始
9月		学校法人等からの健診結果 データ提出期限(1回目)	
10月		(順次)	
11月	国へ28年度分特定健診等実績報告		
12月			
平成30年			
1月		学校法人等からの健診結果データ提出 期限(2回目…10月以降に定期健康診 断を実施する学校法人等)	
2月			
3月		[受診券の有効期限：30年3月31日]	
4月	(順次)	<次年度>	
5月		学校法人等からの健診結果データ提出 期限(3回目…2～3月に定期健康診 断を実施する学校法人等)	
6月			
7月			29年度特定保健指導の利用 [利用券の有効期限：30年7月31日]

標準報酬月額額の定時決定

業務部 資格課

標準報酬月額額は、毎月納付する掛金等の額や年金、傷病手当金などの給付金の計算の基となります。このため、実際に受けている報酬月額との差が生じないよう、毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

標準報酬の定時決定

毎年7月1日現在学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書」（以下「基礎届書」といいます）で報告していただき、その平均報酬額に基づき、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定します。この定時決定は、掛金等及び給付（休業給付、年金等）の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

◆対象となる加入者

- ・資格取得日が平成29年5月31日以前で、7月1日現在加入している人
- ・加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の加入者及び後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象になります。

◆対象とならない加入者

- ・資格取得日が29年6月1日以後の人
- ・29年7月に標準報酬月額が改定される人

基礎届書の報告の対象となる月の基準(変更点)

平成29年度から、報告の対象となる月の基準が変わります。報酬支払基礎日数（※）が、通常の加入者は17日以上ある月、短時間労働加入者は11日以上ある月となります。

※報酬支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数のことを指します。

- ・月給制、週給制：出勤日数に関係なく歴日数です。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程に基づき学校法人等が定めた日数から欠勤日数を控除した日数が支払基礎日数となります。

（例）通常の加入者で学校法人等が定めた日数が22日、欠勤日数が3日の場合

↓22日から3日を差し引いた19日が支払基礎日数となります。

- ・日給者・時間給者：実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

- ・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれます。

基礎届書の送付と届け出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、あらかじめ電算用紙又は磁気媒体による報告の登録をしている学校法人等については、「基礎届書」は同封せず、通知文のみ送付します。

◆基礎届書による届け出

私学事業団が送付する「標準報酬基礎届書」に、通常の加入者であるか短時間労働加入者であるかを区分する欄及び支払基礎日数が基準日数未満であるかを確認する欄を追加していますので、次の①～③について記入のうえ届け出てください。

- ①通常の加入者が短時間労働加入者のいずれかに○をしてください。
- ②通常の加入者は、支払基礎日数が17日未満である月は、その月の報酬月額が0円と記入し、その月が17日未満であることを報告してください。
- ③短時間労働加入者は、支払基礎日数が11日未満である月は、その月の報酬月額は0円と記入し、その月が11日未満であることを報告してください。

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙（学校法人等で作成した基礎届書の様式）による届け出の

承認を受けている学校法人等には、電算用紙の修正を依頼しています。用紙の修正が間に合わない場合は、用紙の余白又は別紙に通常の加入者であるか短時間労働加入者であるか、及び支払基礎日数が基準日数未満の月であるか分かるように記入して、期限までに提出してください。

◆磁気媒体による届け出

磁気媒体により基礎届書を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」資格関係▼磁気媒体での申請で磁気媒体作成機能や磁気媒体の内容チェック機能をダウンロードして磁気媒体を作成し、期限までに提出してください。事前の申請は不要です。

今年度、磁気媒体により報告すると、磁気媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。なお、当面の間、支払基礎日数の入力欄の追加は必要ありませんが、上記の区分に応じた支払基礎日数を必ず確認のうえ、磁気媒体を作成してください。

基礎届書の提出期限は、平成29年7月10日（月）です。忘れず期限までに報告してください。

標準報酬月額の設定が必要とき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次のような場合は、標準報酬月額の設定が必要となります。

固定の給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定

固定の給与の変動や、給与体系の変更などにより、大幅な報酬の増減があり、次の①又は②の要件に該当する場合は、改定が必要です。

◆改定の要件

①通常の場合

現に確認されている標準報酬月額に比べて、標準報酬月額表で2等級以上の増減に該当したときは、届け出が必要です。

②1等級の増減であつても届け出が必要な場合

標準報酬月額の等級には上限と下限があり、昇給や降給などによって報酬が大きく変動しても2等級以上の差が生じない場合があります。

具体的には、報酬の大幅な増減があつたにもかかわらず、第1級から第2級（又は第2級から第1級）への変動、あるいは第46級から第47級（又は第47級から第46級）への変動だと、1等級の増減しか生じないこととなり、前記①に該当しません。

そこで、実際の報酬の動きが標準報酬月額に反映されるよう、仮の等級と

して第48級の「141万5000円以上」と第0（ゼロ）級の「8万3000円未満」を設定します。第46級又は第47級、あるいは第1級又は第2級の加入者にこの仮定の等級への増減があつた場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

増減した月から順に継続した3か月の報酬支払基礎日数が、通常の加入者は17日以上（短時間労働加入者は11日以上）あることが必要です。変動した月から4か月目から標準報酬月額及び掛金等が改定されます。

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書」に、通常の加入者か短時間労働加入者のいずれかの区分に○をし（即時改定・産休育休改定も同様）、3か月の報酬月額とその平均額を記入して、改定月（変動した月から4か月目）の10日までに提出してください。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準報酬月額の改定（即時改定）

60歳以上の加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の①～④すべての要件に該当した場合は、再雇用月より即時に改定することができます。

◆改定の要件

①60歳以上の加入者

②同一学校法人等において雇用契約上一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用されること

③当該再雇用時において、現に確認されている標準報酬月額と比べ、1等級以上の増減があること

④本人が標準報酬月額改定を希望していること

なお、即時改定の要件を満たさない場合であっても、上記固定の給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

再雇用された日の属する月から改定します。

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」に、加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

産休・育休等終了後の標準報酬月額の改定

3歳未満の子を養育する加入者が、産前・産後休業や育児休業等（以下「産休・育休等」といいます）を終了後に継続して勤務し、次の①～③すべての要件に該当した場合は、改定することができます。

◆改定の要件

①産休・育休等を終了した日において、当該休業等により養育している子が

3歳に達していないこと

②職場復帰の日を含む3か月の報酬の平均が、現に確認されている標準報酬月額に比べ、1等級以上の増減があること

③本人が標準報酬月額改定を希望していること

なお、産休・育休等終了後の標準報酬月額の設定の要件を満たさない場合であっても、上記固定の給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

産休・育休等の終了日の翌日の属する月から継続した3か月の報酬の平均額を報酬月額として、その翌月（復職した月から4か月目）から改定します。

ただし、復職が途中で、報酬支払の対象となつた日数が、通常の加入者は17日未満（短時間労働加入者は11日未満）であるときは、その翌月から継続した2か月の報酬の平均額を報酬月額とします。

◆届け出の方法

加入者が復職して3か月を経過した後、「標準報酬月額改定申請書（産休・育休終了者用）」を速やかに提出してください。

※産休・育休等終了後の標準報酬月額改定により標準報酬月額が下がる場合は、「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出することにより、年金算定時に従前の標準報酬月額が保障されます。

国民年金第3号被保険者 にかかる手続き

業務部 資格課

加入者（65歳未満）に扶養されている

配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請の手続きを行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」（以下「第3号届」といいます）も提出してください。

また、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることが可能です。

私学事業団で受け付けた第3号届は、日本年金機構に進達され審査されます。このため、日本年金機構から学校法人等へ照会が入ることがあります。

なお、本事業団から年金事務所への進達及び年金事務所での審査には、おおむね2〜3か月の処理時間を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響しますので、届け出漏れ等がないよう注意してください。

◆第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。ただし、本事業団の被扶養者認定年月日と第3号資格取

得年月日が異なるケースもあります（事由発生から30日を経過し発信日からの被扶養者認定となる場合等）。第3号資格取得年月日についてご不明な点がありましたら、最寄りの年金事務所を確認してください。

◆外国人のローマ字氏名の届け出
年金記録の適正な管理のため、外国人の「第3号届」を提出する際には必ず「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」（私学共済ホームページからダウンロードできます）を添付してください。

◆第3号喪失にかかる手続き

被扶養者の要件を欠くこととなった場合、第3号の資格も喪失することになります。本事業団には「被扶養者取消申請書」を提出してください。ただし、死亡の場合は、同時に「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」も提出してください。

収入増（雇用保険受給開始を含みます）や離婚等で取り消しとなった場合は、国民年金第1号被保険者となる手続きが必要です。お住まいの市（区）役所で手続きしてください。

なお、就職（国民年金第2号被保険者に該当）の場合、就職先で社会保険の取得手続きをすると第3号の喪失となります。このケースでは、本事業団の被扶養者取消の手続き漏れに注意してください。

万一の場合に備えて団体信用生命保険制度にご加入ください

福祉部 貸付課

「団体信用生命保険制度」（以下「団信」といいます）とは、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度で、任意加入です。

事例1

突然の事故で…

突然の交通事故で加入者が死亡。住宅貸付以外に教育貸付も借り入れており、教育貸付は退職金で返済。住宅貸付は団信に加入していたため、団信保険金で完済。残された妻や子には、とりえず生活の基盤となる住宅を残すことができた。

事例2

高度障害も対象

脳梗塞により重度の脳機能後遺障害が残った。団信保険金の請求をしたところ、高度障害に該当し、高度障害該当日に遡って団信保険金が支払われ、該当日以降の償還金も返戻された。

事例3

加入していなかったために…

住宅貸付の償還途中に胃がんで加入者が死亡。団信に未加入であったために、加入者の退職金を住宅貸付の返済に充てたが、残された妻はパート収入しかなく、今後の生活のために自宅を売却した。

●残された家族を守るためにぜひご加入ください。

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるかわかりません。団信加入により住宅貸付の貸付金残高は保険金をもって完済になるため、不幸があった中でも家族にとっては大きな安心につながります。

●団信の加入は完済するまで継続してください。

団信から一旦脱退すると再度加入はできません。加入を継続することが重要です。

●住宅貸付を申し込む際には、団信への加入について必ずご家族と相談してください。

※毎月の保険料充当金は「貸付金額×3.48円／1万円」となります。例えば、貸付金額500万円の場合、毎月、償還金の他に保険料充当金が1,740円かかります。

※加入に当たっては現在の健康状態について告知書の提出が必要となります（生命保険会社の承諾が得られた場合に加入となります）。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com/	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com/	
東京ガーデンパレス	宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) http://www.hotelgp-tokyo.com/	
湯河原「敷島館」 (しきしまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」 (たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」 (そうようかく)	宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com/	
金沢「兼六荘」 (けんろくそう)	宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/	

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎ 0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com/	
京都「白河院」 (しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com/	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com/	
福岡ガーデンパレス	宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com/	

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ「しがくのやど」を利用してください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中!

- 3ブランドから選べる  空港ラウンジ利用可能
- 海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付 ETCスルーカード同時申し込み可能

【お申し込み対象】 ■本会員: 加入者 (任意継続加入者を含む)、年金者 ■家族会員: 加入者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

リソナカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

☎ 0120 (559) 197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

※電話番号をお間違えないようにお願いします。





共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除きます）へ送付します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金は、**6月20日(火)**受付分までは、6月分の掛金等（7月納付分）で調定する予定です。

〔賞与等支給報告の注意点〕

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がある場合は、該当加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- 記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- 磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

積立共済年金と共済定期保険の 前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは**6月30日(金)**必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みも受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 保健課】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは**6月9日(金)**必着です。希望する人がいましたら、早めにお申し込みくださるよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

加入者向広報「レター」7月号等、 平成29年版「事務の手引」を送付します

加入者向広報「レター」7月号等を6月下旬に学校法人等宛てに送付します。送付対象者は、5月末現在の加入者です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

また、平成29年版「事務の手引」を「レター」7月号に同封して送付します。私学共済の手続き等を行う際の参考にしてください。

【広報相談センター 広報班】

6 月の共済業務スケジュール

1日(木)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 5月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着） 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
15日(木)	貸付 7月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 5月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 6月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	掛金等 5月分納期限 貸付 7月24日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7 月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 6月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限（必着） 資格「標準報酬基礎届書」提出期限
14日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、5月1日～9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装での執務を実施しています。ご理解をお願いいたします。



私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

若手・女性研究者奨励金寄付者芳名

このたび、若手・女性研究者奨励金に対し、
一般社団法人 日本工業倶楽部 様
よりご寄付をいただきました。

若手・女性研究者奨励金に対するご協力に心から御礼を申し上げます。

若手・女性研究者奨励金は、私立大学等に在籍する学術研究の未来を担う若手研究者や、能力があるにも関わらず、さまざまな事情により、その力を十分に発揮できなかった女性研究者に対して、研究意欲を高め、独創的で発展性ある研究の取り組みを重点的に支援することを目的として交付するものであり、社会全体で若手・女性研究者の支援を行うしくみを構築することが重要であるという考えに基づき、その財源を寄付金で賄うこととしています。

私学事業団では、この若手・女性研究者奨励金に対する寄付金募集に積極的に取り組み、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的に確認してください。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300～7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票 e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月30日(金)

- 〔文部科学大臣所轄法人（大学・短期大学・高等専門学校法人用）〕
→土地・建物面積等、財務関係等
- 〔知事所轄法人（高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用）〕
→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「平成28年度決算関係書類（計算書類及び附属明細表（写））」、「独立監査人の監査報告書（写）」及び「収益事業の計算書類（写）」を文部科学大臣・知事所轄法人ともに私学情報室まで郵送にて提出してください。

なお、文部科学大臣所轄法人については、**補助金課に提出している場合でも、別途提出してください。**

※「基礎調査票 e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等により e-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

詳しくは、平成29年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102
 (JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バス(70分)、又は長野鉄道「湯田中」駅から、バス(40分)でいずれも「蓮池」下車、徒歩5分)

新緑やトレッキングを楽しむ

志賀高原では、新緑の時期からさまざまな高山の花々を眺めながらトレッキングを楽しめます。ぜひ雄大な大自然を体感してみませんか。



ニッコウキスゲ

新緑プラン

1泊2食 (1名1室／1名様) 7,800円
 (2名1室／1名様) 7,200円
 (3・4名1室／1名様) 6,700円

取扱期間：平成29年6月1日～7月7日
 (土・日・祝日を除きます)



そばの花 北志賀高原



HOTEL, BANQUET& RESTAURANT

大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
 (JR「新大阪」駅下車、徒歩10分。※無料シャトルバスあり)
<http://www.hotelgp-osaka.com/>

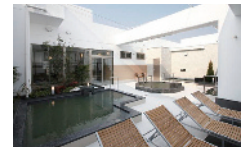
とくとく温泉プラン

温泉チケット付のお得なプランです

1泊2食 (1名1室／1名様) 10,300円

取扱期間：通年 (年末年始を除きます)

- ・洋食か和食をお選びいただける夕食メニュー!
- ・朝食は35品目からなる和洋のバイキングをご用意!
- ・徒歩20秒! ホテル真向かいの都市型天然温泉に浸かって、ゆっくりと疲れを癒してください。



天然温泉ひなたの湯



和食 (イメージ)



洋食 (イメージ)

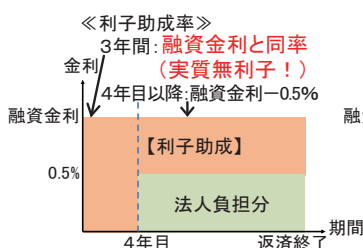
融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

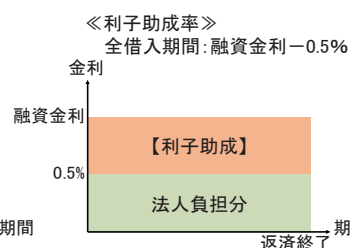
校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

パターン①



パターン②



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（平成29年6月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp